



空き家等の適正管理に係る費用の一部を補助します。

丹波市空き家適正管理促進事業補助金

丹波市では、市内の空き家等を良好な状態で維持管理していただくために、適正管理業務を業者に委託した際に係る費用の一部を補助します。

補助金額

経費の1/2 上限5万円

対象経費

①外観調査・点検 ②宅内清掃 ③宅内の通風等
④建築資材等の飛散及びはく落防止 ⑤敷地内の清掃・除草業務等

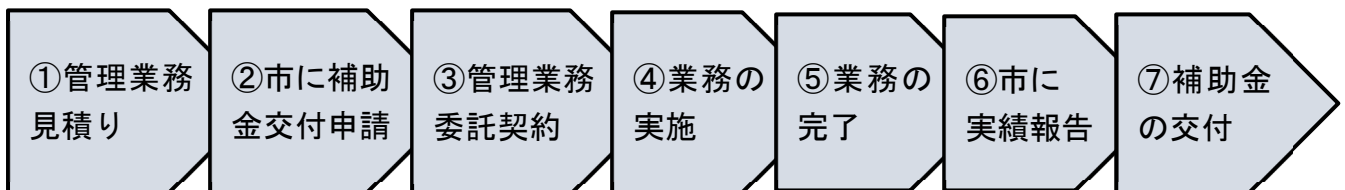
補助対象者

空き家等の所有者等又は所有者の相続人

その他要件

①「丹波市空き家管理登録事業者」に業務を依頼すること
②年度内に業務が完了すること

●補助金交付までの流れ



●丹波市空き家管理登録事業者一覧

次の1～4のいずれかの業者に依頼する場合、補助金交付の対象となります。

| | 業者名 | 連絡先 |
|---|--------------------|--------------|
| 1 | (株)アクティブライフ・コネクション | 0795-70-1300 |
| 2 | (株)ウィズ | 0795-70-3343 |
| 3 | おうちギャラリー | 0795-73-1234 |
| 4 | (株)田口総合事務所 | 0795-72-0055 |

●丹波市空き家適正管理促進事業補助金について

空き家等の適正管理に係る業務を、丹波市空き家管理事業者登録・紹介制度に基づき登録している空き家管理事業者に依頼して実施する費用の一部を補助します。

掲載ページ QR



掲載ページ URL

<https://www.city.tamba.lg.jp/soshiki/toshijutakuka/gyomuannai/6/3/2842.html>

お問い合わせ先

丹波市役所(春日庁舎2階) 建設部 都市住宅課 住宅政策係

〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地

電話:0795-74-2364(直通)